

## D A M ( Difficult Airway Management ) 世話人会規約

### 第 1 章 名称および事務所

- 第 1 条 本会は D A M 世話人会と称する。  
第 2 条 本会の事務局は、代表世話人がその設置場所を定める。

### 第 2 章 目的および事業

- 第 3 条 本会は、日本医学シミュレーション学会 ( JAMS ) の 1 分科会として、JAMS の活動に協力し、Difficult Airway Management の普及を担当し、安全な医療に貢献することを目的とする。  
第 4 条 本会は第 3 条の目的を達成するために次の事業を行う。  
1 ) JAMS 学術研究会への協力  
2 ) DAM 教育セミナーの実施  
3 ) JAMS 機関誌等の刊行への協力  
4 ) その他本会の目的を達成するために必要な事業

### 第 3 章 世話人

- 第 5 条 世話人は次のとおりとする。  
世話人会が認めたもの

### 第 4 章 世話人役員とその任務

- 第 6 条 本会には次の役員を置く。  
代表世話人 1 名  
総務責任者 1 名  
JAMS 評議員 若干名
- 第 7 条 代表世話人は世話人会において選出され、代表世話人は本会を代表し、会務を総括し、世話人会において議長となる。
- 第 8 条 総務責任者は世話人会において選出され、JAMS 評議員会にて承認をうける。総務責任者は本会の会計および日常の会務を担当する。また代表世話人が不在または事故のあるとき、この会務を代行する。
- 第 9 条 JAMS 評議員は世話人会において選出され、代表世話人が委嘱する。JAMS 評議員は総務責任者を助け、会務をおこなう。
- 第 10 条 代表世話人の任期は 1 年、総務責任者、JAMS 評議員の任期は 3 年とし、再選をさまたげない。

## 第5章 会議

- 第11条 世話人会は代表世話人また世話人の半数以上が開催を必要と認めたとときにこれを開くことができる。
- 第12条 世話人会は世話人により組織され、重要会務を審議し、代表世話人の諮問に応じ、人事、事業ならびに会計報告、事業計画、その他の必要事項の審議・決定を行う。またその他必要と認める事項について審議を行う。
- 第13条 世話人会は世話人の3分の2以上(文書による方法を含めて)の出席をもって成立とする。

## 第6章 会計および会計報告

- 第14条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。
- 第15条 本会の予算は日本医学シミュレーション学会に申請し、日本医学シミュレーション学会より割り当てられた予算にてまかなう。各年度の終了3ヶ月以内にその年度末の財産目録と収支を日本医学シミュレーション学会に報告し、日本医学シミュレーション学会監事の監査を経て日本医学シミュレーション学会評議員会の承認を得なければならない。
- 第16条 学術研究会・教育セミナーにて若干の参加費を集めることができる。

## 第7章 会則変更

- 第17条 本会会則(附則を含む)を変更するには世話人会にて審議し、文書による方法を含めて出席した世話人の3分の2以上の承認を要する。

会則制定日 平成17年11月18日

## 附則

- 第1条 本会の会則施行に必要な細則は世話人会の議を経て別に定める。
- 第2条 本会に特に功績があった者、または優秀な学問的・社会的寄与に対して日本医学シミュレーション学会に対して賞を与える推薦を行うことができる。

第3条 各種会議の議決は一般に文書を含めた出席者の過半数の賛成を持って決定を行う。賛否同数の場合は、議長の決を持って決定する。

#### 細則

第1条 DAM世話人は、日本医学シミュレーション学会の会員であって、以下のいずれかの条件を満たす必要がある。認定には世話人会の承認が必要である。

- 1) DAM世話人会によるDAMインストラクター認定を受けたもの。
- 2) DAMの活動を支援し、貢献したもの。

第2条 DAM世話人は、以下のいずれかの条件を満たす場合、退会することになる

- 1) DAMインストラクターでなくなったとき
- 2) 本人から退会の申し出があったとき

第3条 DAMインストラクター認定規約は、別に定める

第4条 DAM教育セミナー実施規約は、別に定める